

生徒心得(校則)の改正や廃止等に向けた手順

生徒心得(校則)の改正や廃止等（以下、改正等）を行う場合には、以下の手順による。

1. 生徒会は、生徒会規約第5条から第8条に基づき、校長に対して改正等を要望することができる。
2. 校長は、改正等が必要となったとき、または前項の規定に基づく要望があったときは、担当分掌の教職員及び生徒代表からなる検討委員会等を立ち上げる。
3. 検討委員会等は、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者等から意見を聴取するとともに、職員会議等でその内容について議論するものとする。
4. 校長は、職員会議等の議論を踏まえ、改正等について決定するものとする。
5. 検討委員会等は、前項の決定に関する議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者等に説明するものとする。また、学校ホームページ等に掲載して、地域への周知を図るものとする。

<参考>

「鳥取県立琴の浦高等特別支援学校 生徒会規約」

第 5 条 生徒会には、議決機関として生徒総会を置き、生徒総会は年2回開催する。

第 6 条 生徒総会は会員の4分の3以上の出席で成立し、出席会員の過半数の賛成で議決される。

第 7 条 生徒会執行部により、生徒総会の議長1名、副議長2名を会員の中から選出する。

第 8 条 生徒総会で審議・可決された案は、学校長の承認を得て成立する。